

第4部 災害復旧計画

第1章 計画的な地域振興の推進

[関係各課、関係機関]

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

方針

地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

施策

1 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため県・町は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。

2 地域住民の意向の把握

県・町は、被災した住民など関係者との話し合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

3 基本方針の策定

復旧・復興の基本方針の策定にあたって県は、町や関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一的かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

第2節 復興計画の策定

方針

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

施策

1 復興に向けた地域別指針の策定

町は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

その際、県は統一的かつ整合性のある復旧・復興の実現のため策定した基本方針に基づいて関係市町間の総合的な調整を行う。

2 復興の手順、基本目標の検討

町は、優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

3 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県・町が中心となり国・県・市町・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

4 地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、町は、県と連携し、定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

第2章 公共施設の災害復旧事業計画

[関係各課、関係機関]

方針

災害により被災した施設を原型復旧するとともに、災害の再発を防止するために必要な施設の設計・改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画をたて、早期復旧を目標にその実施に努める。

計画

1 災害復旧事業の種類

災害復旧は、おおむね次の事業について計画する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上・下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 復旧上必要な金融、その他資金計画

(11) その他の計画

2 復旧事業の方針

(1) 実施体制

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実

施するため、実施に必要な人員の配備・応援・派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

町は、国または県が費用の全部または一部を負担し、もしくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業費の決定および決定を受けるための査定計画を策定して、査定実施が速やかに行えるように努める。

(3) 緊急調査の促進

被災施設の災害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律その他に規定する緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行えるように努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

関係機関は、復旧事業計画の樹立に当たり、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再発を防止し、かつ速やかな効果が上がるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

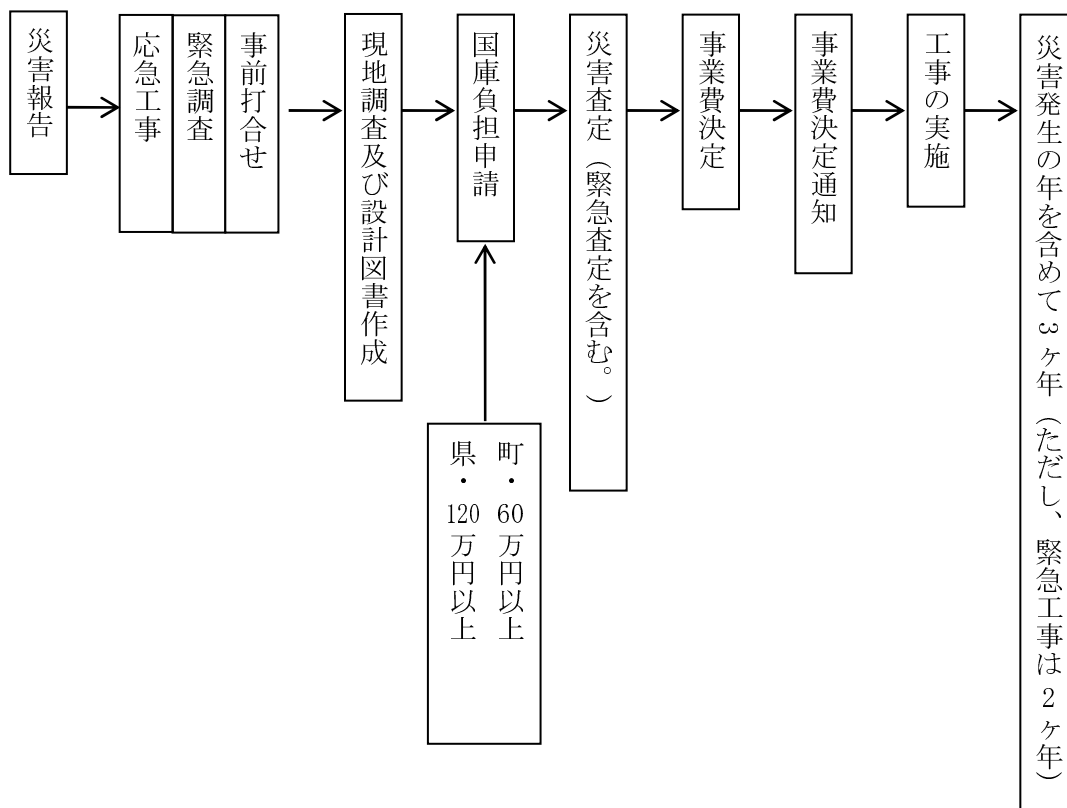
(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(6) 公共土木施設災害復旧の取扱い手続

河川、道路、橋梁、砂防設備、治山施設等の公共土木施設における災害復旧の取扱い手続は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

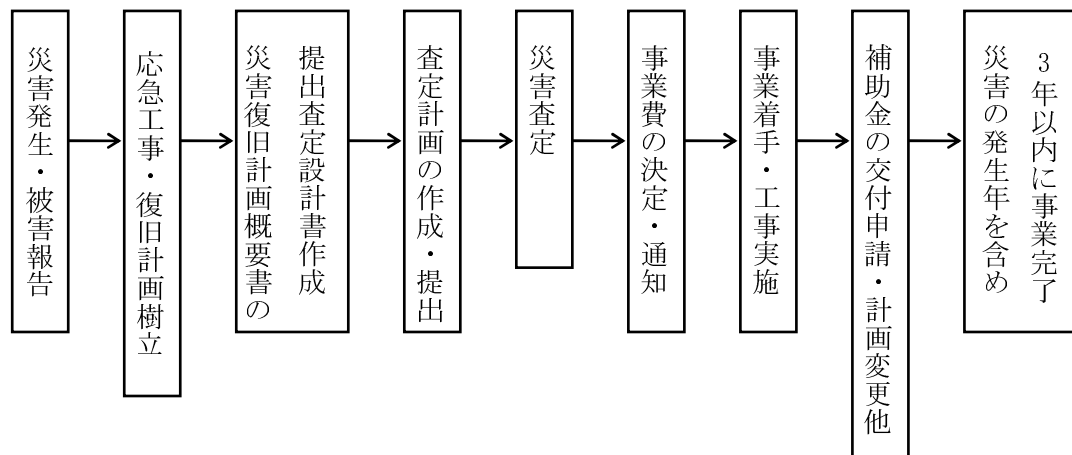
イ 小災害の措置

上記以外の小災害（前記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものについては、県・町単独事業等として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債、その他の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

(7) 農林水産業施設災害復旧（農地・農業用施設および林道）の取扱い手続

ア 農地・農業用施設災害復旧事業および林道（暫定法）



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行規則、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱、同査定要領、林道施設災害復旧事業取扱要領、林道施設災害復旧事業および林道災害関連事業費査定要領、その他通達により運営される。

イ 小災害の措置について（農地・農業用施設）

中山間指定区域または平均傾斜度1/20以上の地域において市町、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない1箇所工事費40万円未満（13万円以上）の災害復旧事業について県単独事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

ウ 小災害の措置について（林業用施設・林道）

町、森林組合等が実施する暫定法の対象とならない箇所、および1箇所の工事費が40万円未満（13万円以上）の災害復旧事業については、県単独林道復旧事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

第3章 災害復旧事業の財政援助等

[関係各課、関係機関]

方針

災害復旧事業費は、町、その他地方公共団体が提出した資料および実施調査に基づき決定され、これは、法律または予算範囲内において国が全部または一部を負担し、もしくは補助して行う災害復旧事業、ならびに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

町は、こうした災害復旧事業費の援助・助成を速やかに受けられるように努める。

計画

1 国が、一部負担または補助する災害復旧の法律等

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業の2分の1を国庫補助する。

2 激甚災害に係る財政援助措置

町および県は、災害対策基本法に規定する、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害改良復旧事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる

施設の新設または改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または第41条（社会福祉法人または日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により、町または県が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により、町または県が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により、県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防法の規定により設置された感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 感染症予防事業

激甚災害のための感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業および同法第58条の規定により町長が行う感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

(ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの

(イ) 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、または町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業

セ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う堤防の決壊または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き一週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その町に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例に基づき、政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を13万円に引き下げるなどして補助対象の範囲を拡大する。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の特別措置を行う。

(ア) 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（ただし、政令で定める資金として貸付けられる場合については600万円）とし、償還期間を6年（ただし、政令で定める経営資金については7年）とする。

(イ) 政令で定める地域において、被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う堤防の決壊または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引

き続き、一週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

(ア) 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。

(イ) 災害関係保障の保険についてのてん補率は100分の80

(ウ) 保険利率の引き下げ

イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 災害復旧関係補助基準

災害を受けた水道施設の復旧に対しては、国庫補助があるが、従前の災害による国庫補助基準を示すと次のとおりである。

ア 国庫補助対象となる復旧事業費の要件

(ア) 上水道

町の場合 復旧費の額 100万円以上でありかつ（給水人口）×130円以上の場合

(イ) 簡易水道

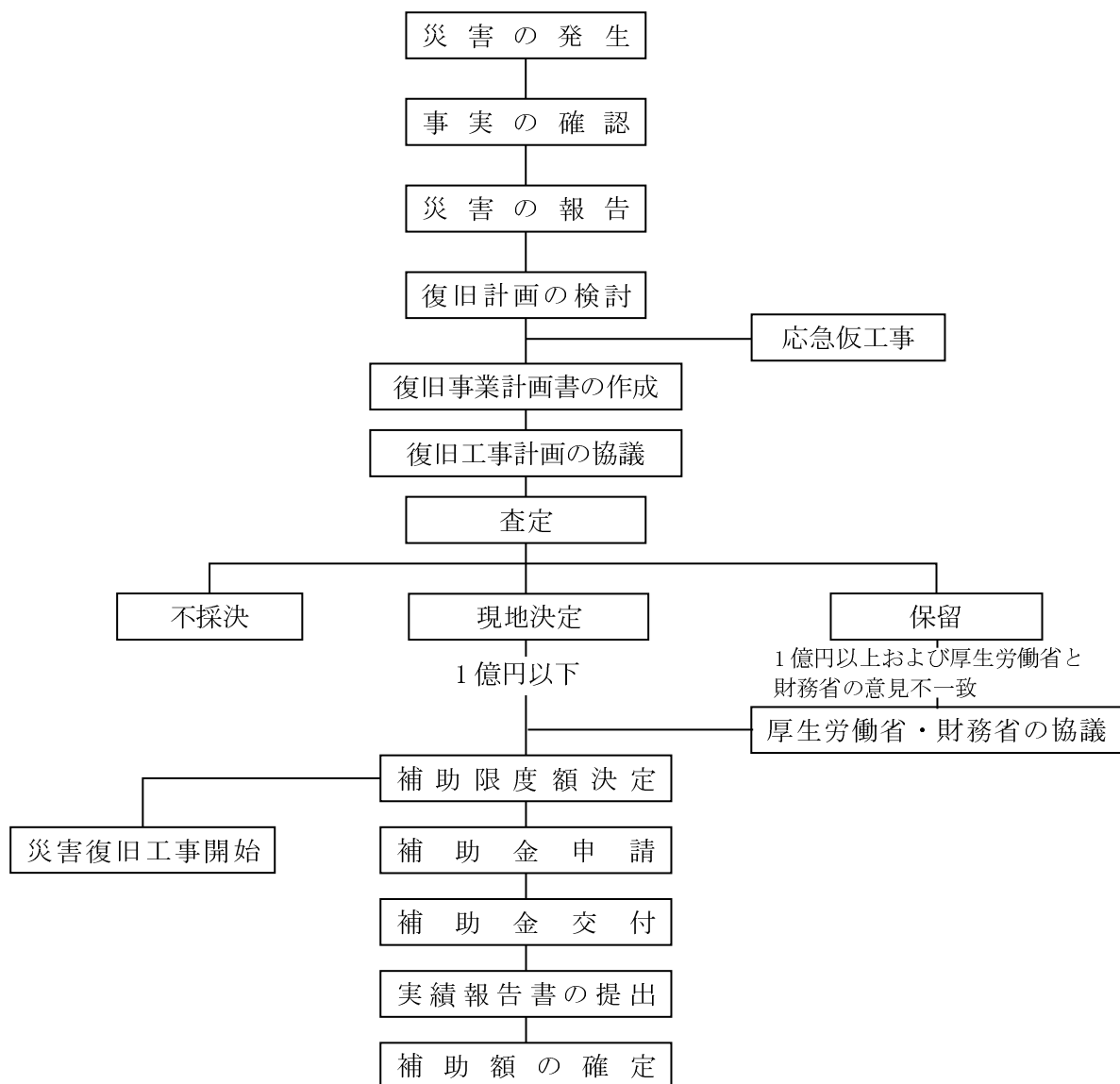
町の場合 復旧費の額 50万円以上でありかつ（給水人口）×100円以上の場合

イ 補助率 いずれも1/2

ウ 工事の内容

復旧工事は原形復旧とする。

エ 災害復旧事業の手順



(5) その他の財政援助および助成

ア 公立社会教育災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の文部科学大臣と協議して定める施設で法第16条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1つの公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

エ 母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、母子及び寡婦福祉法第37条第1項の規定によって貸し付けるものとされる金額と県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額を、県に対して貸し付ける。

オ 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

(ア) 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域。

(イ) 水防管理団体に関しては、激甚災害に対し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は2/3である。

カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4章 災害復旧資金の確保

[関係各課、関係機関]

方針

町は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債、その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期着手に努める。

計画

町は、次に示す県ならびに近畿財務局・大阪府財務事務所等における措置が円滑に行われるよう、積極的に協力する。

1 県の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を資する
- (3) 普通交付税の繰上交付および特別交付を国に要請
- (4) 一時借入金および起債の前借等による災害関係経費の確保

2 近畿財務局の措置

- (1) 必要資金の調査および指導
- (2) 財政融資資金・地方資金の貸付
- (3) 国有財産の無償貸付け等の措置
- (4) 金融機関等に対する金融上の措置の要請

ア 融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置

イ 預金通帳等を滅紛失した預金者に対する預金の便宜払戻の取扱い

ウ 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻、または預金を担保とする貸出金等の取扱い

エ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置

オ 損傷日本銀行券および補助貨幣の引き換えについての必要措置

カ 生命保険金または損害保険の支払いの迅速化および保険料の支払い猶予等の措置

キ 証券会社等に対する預り証等を滅紛失した顧客への預り金の便宜払戻の取扱い

ク 証券会社等に対する有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い

第5章 住宅の復興

[関係各課、関係機関]

基本

被災者の生活安定を図るうえで、最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建の支援のため、租税等の徴収猶予および減免等の措置を講ずる。

施策

1 住宅復興計画の策定

(1) 被災住宅の状況把握

町は、県と連携し、次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握する。

ア 住宅種別ごとの被災状況

持家率の高い本県の現状を踏まえ、被災住宅の状況を持家（戸建・マンション）借家（公営・民間）等の区分に基づき調査・把握する。

イ 被害程度の分布

上記の区分を前提に全壊・半壊等の被害状況を分析する。

(2) 住宅復興計画の策定

町は、県と連携し、(1)の状況を踏まえ、具体的な手順やスケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

(3) 建築制限の適用

無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるとき、建築基準法第84条の規定に基づき区域の指定を行い、建築の制限を行う。

2 公営住宅等の建設・活用

(1) 町は、県と連携し、既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き家の有効利用に努める。

(2) 町は、県と連携し、地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的住宅への特例入居等の措置を迅速に講ずる。

(3) 町は、県と連携し、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。

(4) これらの措置によっても、なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

3 災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに達したときは、低所得被災者のため国庫補助を受けて建設し入居させる。

(1) 建設対象

ア 暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が、500戸以上のとき。

(イ) 町の区域内の滅失戸数が、200戸以上のとき。

イ 火災による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が、200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が、町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 入居者の選定

被害調査報告の中から、次の条件により入居者を選定する。

ア 当該災害により住宅を滅失した世帯

イ 災害発生後、3年間における月収が、町営住宅の設置および管理に関する条例第5条第1項第3号かっこ書きに規定する基準以下の世帯

ウ 現に同居し、または同居しようとする親族がある世帯

エ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯

(3) 建設戸数

被害滅失戸数の3割以内

(4) 建設費用

標準建築費の3分の2が国庫補助となる。

4 民間住宅の再建支援

(1) 町は、県と連携し、住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。

多数の世帯が災害により住宅を失ったとき、住宅金融支援機構から災害特別資金の融資を受けて住宅を建設しようとする世帯に対し、手続上、技術上の協力を行う。

(2) 町は、県と連携し、地域優良賃貸住宅供給促進事業の拡大、充実を図り、民間賃貸住宅の復興を促進する。

5 租税等の徴収猶予・減免等

災害により滅失または損壊した不動産について、これを再建し、県税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例により、当該不動産の取得について期限の延長、徴収猶予および減免の措置を講じることとなった場合、町民への周知徹底を図る。

第6章 被災者への融資等

[関係各課、関係機関]

方針

町は、災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者、住民等に対し復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定、生活再建を図るため、各種の融資等が県等から行われるように努める。

計画

災害による融資等の概要は、次のとおりである。

1 農林漁業復旧資金等

災害により被害を受けた農林業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法、滋賀県県特定農業団体等向け農業近代化資金利子補給金交付要綱および滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資等を行う。

また、滋賀県農業共済組合により、農業災害補償法に基づく農業共済の災害補償業務が行われる。

(1) 資金等の種類

ア 融資制度

(ア) 天災資金

(イ) 日本政策金融公庫資金

(a) 農林漁業セーフティネット資金

(b) 農林漁業施設資金

① 共同利用施設資金

② 主務大臣指定施設資金

(c) 農業基盤整備資金

(d) 農業経営基盤強化資金

(e) 経営体育成強化資金

(f) 林業基盤整備資金

① 造林資金（復旧造林・樹苗養成）

② 林道資金

(g) 漁業基盤整備資金

(h) 漁船資金

(i) 漁業経営改善支援資金

- (j) 漁業経営安定資金
- (ウ) 滋賀県特定農業団体等向け農業近代化資金
- (エ) 滋賀県水産振興資金

イ 農業災害補償法に基づく農業共済制度

(2) 町の措置

ア 町および農村水産業関係団体は、被災した農林水産業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置しその周知を図る。

イ 町は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続きの指導等を行う。

ウ 農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いが出来るよう措置する。

2 中小企業復興資金等

町は、被災中小企業等の再建を促進するための資金の融資が速やかに実施されるよう努めるとともに、県および国に対して要望する。

(1) 資金需要の把握、連絡通報等

町は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

町、商工団体は、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先等の紹介等を行う。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

町は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、国、県ならびに政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 資金の円滑化

一般金融機関および政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図るよう県に要請を行う。

また、県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

3 住宅復興資金

町は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定による災害復興住宅建設資金の融資を適用し、町が住宅金融支援機構に住宅被害状況等を報告し、融資適用を受けることで、被害者に資金の貸与を行う。

(1) 資金の種類

- ア 災害復興住宅建設資金
- イ 補修資金

(2) 町の措置

ア 災害復興住宅資金

町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

イ 災害特別貸付金

町長は、災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構大阪支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

4 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(1) 法律の適用

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

(ア) 災害救助法が適用される程度の災害

町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第1項のいわゆる見なし規定による算定数を含む）

(イ) 町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

(ウ) 県内における住家全壊の世帯数が100以上のある災害

(エ) (ア)から(ウ)に市町または都道府県の区域に隣接する場合で、町の人口が10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害

イ 被害の認定

被害の認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、町は適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損

害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

ウ 公示

県は、町からの被害報告に基づき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）および被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

（単位：千円）

住宅の被害程度	全壊 (2)のア	解体 (2)のイ	長期避難 (2)のウ	大規模半壊 (2)のエ
支給額	1,000	1,000	1,000	500

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：千円）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	2,000	1,000	500

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で2,000（または1,000）千円

(4) 支給申請

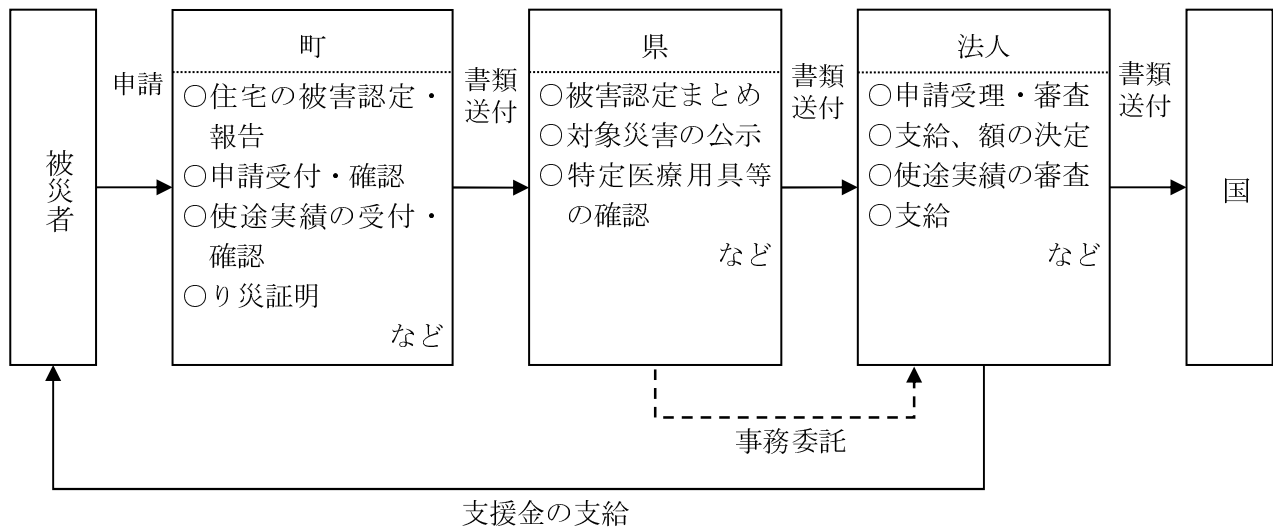
町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(5)の被災者生活再建支援法人に委託している。

(5) 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、公益財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための資金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

被災者生活再建支援金の支給手順



5 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

(1) 対象となる災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき

イ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき

(2) 支援金の支給

町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

ア 基礎支援金

（単位：千円）

世帯構成	住宅の被害の程度				
	全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
複数	1,000	1,000	500	350	250
単数	750	750	375	262	187

イ 加算支援金

(単位：千円)

世帯構成	住宅の再建方法					
	建設・購入	補修			賃借(公営住宅を除く)	
		全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		床上浸水
複数	2,000	1,000	750	250	500	250
単数	1,500	750	562	187	375	187

(3) 県の補助

県は、町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

(4) 愛荘町被災者生活再建支援金の交付

町は、告示第120号（平成28年7月25日）に基づき支援する。

(5) その他

県は、県計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定める。

第7章 その他被災者の保護

[関係各課、関係機関]

方針

町は、災害を受けた地域住民の生活の安定を図るため、被災者に対して次の措置を行う。

計画

1 職業の支援

- (1) 県・町は、企業や労働者の被災状況を把握し、国の対策の活用が図られるよう努める。
- (2) 県が実施する被災事業主、被災求職者等への支援、新規学卒者の就職支援、離職者の再就職等の促進に係る施策について、町民への周知徹底を図る。
- (3) 被災により他に転職を希望する者については、本人の希望適性等を把握し、公共職業安定所に連絡して就職の斡旋を依頼する。
- (4) 被災者の職業の安定を図るため、職業能力開発施設における職業訓練の受講勧奨に努める。

2 税制措置

国、県および町は、被災者の納付すべき国税および地方税について、法令および条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延期、国税・地方税（延滞金含む）の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 郵政関係

災害の状況に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび被災者支援を実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞いの現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

イ 郵便はがき等の無償交付等

災害救助法適用時に、被災世帯当たり、通常郵便はがき 5 枚以内および郵便書簡 1 枚の範囲内で交付する。

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(2) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払い戻し等の処置をする。

また、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連

合会に対する被災者の救援を目的とする 寄付金の送金のための郵便振替の通常払込みおよび通常振替の料金免除を実施する。

(3) 簡易保険

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金、保険貸付金等の非常即時支払い、保険料等の特別払込み猶予等の非常取扱いをする。

4 生活保護

町および県は、被災者の生活確保のため、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

5 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

6 り災証明書の交付

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に、り災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、り災証明書の迅速かつ効率的な交付を実現するため、住家被害認定基準の運用指針や調査票の見直しによる手続きの簡便化、交付業務支援システムの導入、被害認定調査員の育成等について検討する。